（農業振興地域整備計画の変更に関する経過措置）

第五条　この省令の施行前に農業振興地域の整備に関する法律第十一条第一項（同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされた農業振興地域整備計画の変更であって、第三条の規定による改正前の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の四第一項第二十六号の二から第二十八号までに掲げる施設の用に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行うものについては、第三条の規定による改正後の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の四第一項第二十六号の二から第二十八号までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第四条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号㈠第六１⑼事業別の明細ト及び別紙様式第八号㈠第六１⑼事業別の明細ヘは、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

（国有農地等の売払いに関する特別措置法施行規則の廃止）

第七条　国有農地等の売払いに関する特別措置法施行規則（昭和四十六年農林省令第三十四号）は廃止する。

（土地改良法施行規則の一部改正）

第八条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同項第三号」を「同項第二号」に、「若しくは農地保有合理化法人」を「、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」に改める。

第四十三条の十一中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

第六十三条から第六十八条までを次のように改める。

第六十三条から第六十八条まで　削除

第六十八条の四の十第二項中「第五十二条第七項第三号」を「第五十二条の二第四項第二号」に改める。

第六十九条の二中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第七十条及び第七十一条第一項中「又は農地保有合理化法人」を「、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」に改める。

第八十四条の二中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第九十二条の四第一項第六号中「、第五十一条の二及び第五十一条の三」を削る。

附則第二項第二号中「第四条第三項第三号」を「第四条第四項第四号」に改める。

（国有林野の活用に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　国有林野の活用に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「農地保有合理化法人」の下に「又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）」を加え、同条第三号中「第一条の六第一項第四号の二」を「（昭和二十七年政令第四百四十五号）第六条第二項第三号」に改め、同条第四号中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

（沖縄の復帰に伴う農林水産省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第十条　沖縄の復帰に伴う農林水産省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年農林省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の前の見出しを削り、同条から第十八条までを次のように改める。

第十二条から第十八条まで　削除

（肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部改正）

第十一条　肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第二条第七項」を「第二条第三項」に改める。

（農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令の一部改正）

第十二条　農林地所有権移転等促進事業及び農業経営改善安定計画に関する省令（平成五年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中ロを削り、ハをロとする。

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第十三条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号中「第四条第二項」を「第八条第一項」に改め、「同じ。）」の下に「又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四号中「第一条の六第一項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

第三十三条第五号イ⑵中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）」を「農業経営を営む法人」に改め、同号イ及びロ中「農業生産法人」を「農業経営を営む法人」に改める。

第五条中「次の各号のいずれかに該当する」を「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十五条第一項の通知があった場合における同法第三十四条第一項の勧告に係る」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成十九年農林水産省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中ロを削り、ハをロとする。

（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令の一部改正）

第十六条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条」を「第三十二条」に、「第七条」を「第五十三条」に改め、同条第二項中「第五条の六、第五条の十六及び第七条の五」を「第三十七条、第四十七条及び第五十七条」に、「第五条の六第五号」を「第三十七条第五号」に、「第五条の十六第五号ホ及び第七条の五第五号ホ」を「第四十七条第五号ホ及び第五十七条第五号ホ」に改める。